

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 (一括徴収記載例)

【1】異動があった場合は、速やかに提出してください。

4 新勤務先では前年度から一ヶ月以上前勤務先で支払われる給与と所得者の個人番号を記入してください。

岡谷市長 殿
令和 年 月 日 提出

結婚等により年度途中で姓が変わった人は旧姓を併せて記入してください。

住所(居所)又は所在地 〒394-0000 岡谷市△△1-2-3
フリガナ ガイシャ マルバツショウジ
氏名 社 ○ × 商事
代表者の職氏名 取締役 特徴 太郎
個人番号又は法人番号 1

1. 現年度 特別徴収税額通知書に記載のある宛名番号を記入してください。
※市処理欄
特別徴収義務者指定番号 100500
宛名番号 1234
※市町村ごとに異なります
課・係 人事課人事労務係
名 特徴 花子
電話 000-000-0000
(内線 123)

特別徴収税額通知書に記載のある納税者の住所(1月1日現在の住所)を記入してください。

受給者番号(整理番号) フリガナ オカヤ イチロウ
123456 氏名 岡谷 一郎
生年月日 昭和 平成 50 年 1 月 1 日
個人番号※注3 2
1月1日現在の住所 岡谷市△△3-2-1
給与の支払を受けた後の住所 同上

給与所得者
個人事業主の場合は個人番号、法人の場合は法人番号を記入してください。

特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日
140,000 円	6 月から 9 月まで 35,600 円	9 月から 5 月まで 104,400 円	6・8・31

退職等により支払を受けなくなった年月日を記入してください。

異動の事由
① 退職
② 転勤
③ 合併
④ 休職
⑤ 長期欠勤
⑥ 死亡
⑦ 会社解散
⑧ 住所誤報
⑨ その他(特別徴収不可)

異動後の未徴収税額の徴収
1. 特別徴収継続(一括徴収) (1月以降は必須※注4) 1,200,000 円
2. 普通徴収 (9 月分まで納入) (10月10日納期分) 60,000 円
理由

退職後に住所を変更されるときは、その新住所を記入してください。なお、退職後の住所(新住所)が不明の場合は、本籍地を記入してください。

【2】給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収)

一括徴収の理由	徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計(上記(ウ)と同額)
1. 異動が令和 年 12 月 31 日までで、申出があったため (8 月 25 日申出)	9・20	104,400 円	104,400 円
2. 異動が令和 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	.	円	

退職後5月31日までの間に支給される給与、退職所得等の支払予定月日を記入してください。

給与又は退職手当等の支払予定月日を記入してください。

一括徴収できない理由
(○をしてくるべき) 1. 5月31日以前に支給されるべき給与が、退職手当等の額以下であるため
2. 死亡による退職であるため

一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収が基本となります。

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

総従業員数が2人以下から下記「普B」～「普E」に該当する受給者(市町村分を含む)を差し引いた人数) 他事業所で特別徴収(例:乙欄適用者)
給与が少なく税額が引けない (例:年間の給与支払額が93万円以下)
給与の支払が不定期 (例:給与の支払が毎月でない)
事業専従者 (個人事業主のみ対象)

【3】転勤(転職)等による特別徴収届出書
新しい勤務先の特別徴収義務者指定(※新規事業所の場合は記入不要です。)

新しい勤務先の住所(居所)又は所在地 〒
フリガナ
氏名又は名称
代表者の職氏名

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分一括して納入する場合。
(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)
(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)

新しい勤務先では 月割額 円を
月分から徴収し、納入します。
新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
納入書 要 ・ 不要